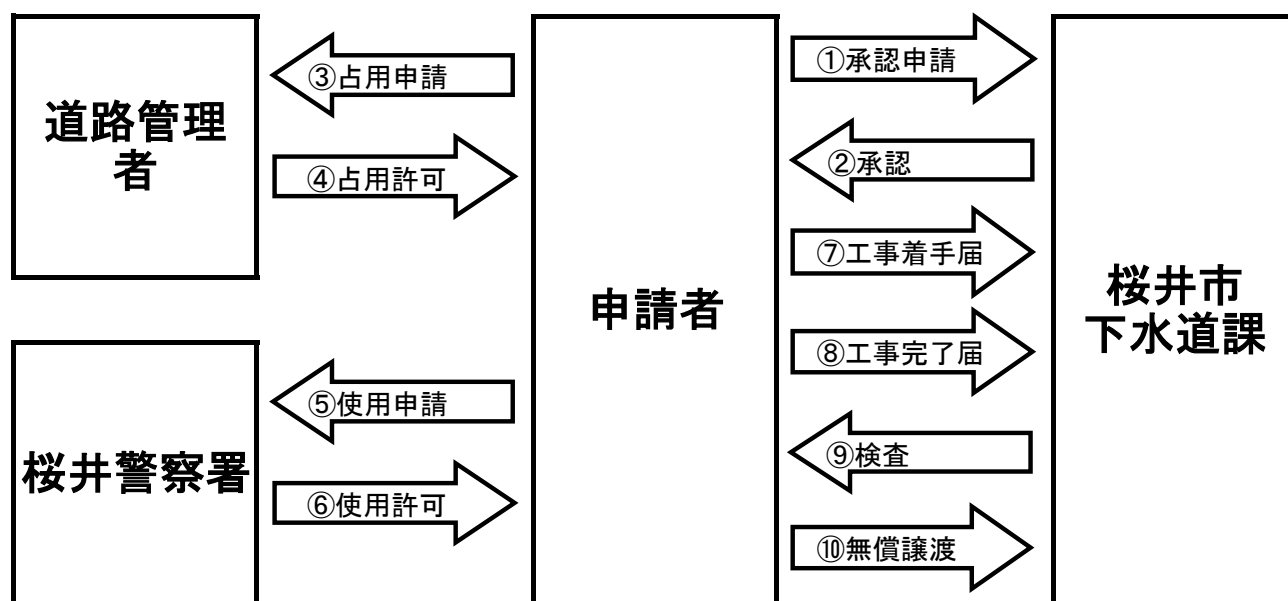


下水道法第16条の規定に基づく 公共下水道管理者以外の者が行う工事の進め方と手順



①公共下水道施設工事等承認申請書(第1号様式) <下水道法第16条> (1部提出)
添付:委任状(第2号様式)・土地所有使用承諾書(第3号様式)・図面・地下埋協議回答書(コピー)

②公共下水道施設工事等承認書(第4号様式)

③道路占用許可申請 <道路法第32条>

添付:区長同意書・各種地下埋設物事前調査協議決定書・図面・公共下水道施設工事等承認書

※市 道:桜井市土木課と事前に協議を行い、道路占用許可申請を行う。

※国・県道:施主及び施工業者より道路占用許可申請等を桜井市長宛依頼し(別紙様式)、桜井市下水道課より道路占用許可申請を行うが、添付書類及び図面等は申請者が桜井土木事務所(道路管理係)と事前に協議を行い、桜井市下水道課へ占用掘削(通行規制含む)を4部提出する。

④道路占用許可書

※市 道:申請者は桜井市土木課より道路占用許可書を受取り、道路使用許可申請を行う。

※国・県道:桜井市下水道課より道路占用許可書の写しを受取り、申請者が道路使用許可申請を行う。

⑤道路使用許可申請 <道路交通法第77条>

添付:道路占用許可書(コピー)・道路占用許可申請添付書類一式

※上記を2部作成し、申請者が桜井警察署へ申請する。

⑥道路使用許可書

※許可書は現場で常時携帯しておくこと。

⑦公共下水道施設築造工事着手届(第5号様式)

※着手予定日の1週間前までに提出。

⑧公共下水道施設築造工事完了届(第6号様式)

添付:工事記録写真(国道・県道の舗装工写真は2部提出)・出来高図面

⑨検査

検査合格後、検査済証(第7号様式)を発行。

⑩公共下水道施設の無償譲渡書(第8号様式)

検査合格後、速やかに無償譲渡書を提出する。